

被相続人

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歲)

(歲)

(歲)

第3表
(平成26年分以降用)

財産を取得した人の氏名						
課税価格の計算	取得財産	農業相続人 (第12表⑤)	①	円	円	円
	の価額	その他の人 (第1表①+第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)		④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)		⑤			
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥	, 000	, 000	, 000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑪)		⑦			
	あん分割合 $\left(\frac{\text{各人の⑥}}{\text{A}}\right)$		⑧			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)		⑨	円	円	円
	農業相続人の納税 猶予の基となる税額	相続税の 総額の差額	⑩			
		農業投資価格超過額(第12表③)	⑪			
		各人へのあん分額 (⑩×各人の⑩÷⑥)	⑫			
	各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬			

この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。